

第7次山口県保健医療計画の策定について

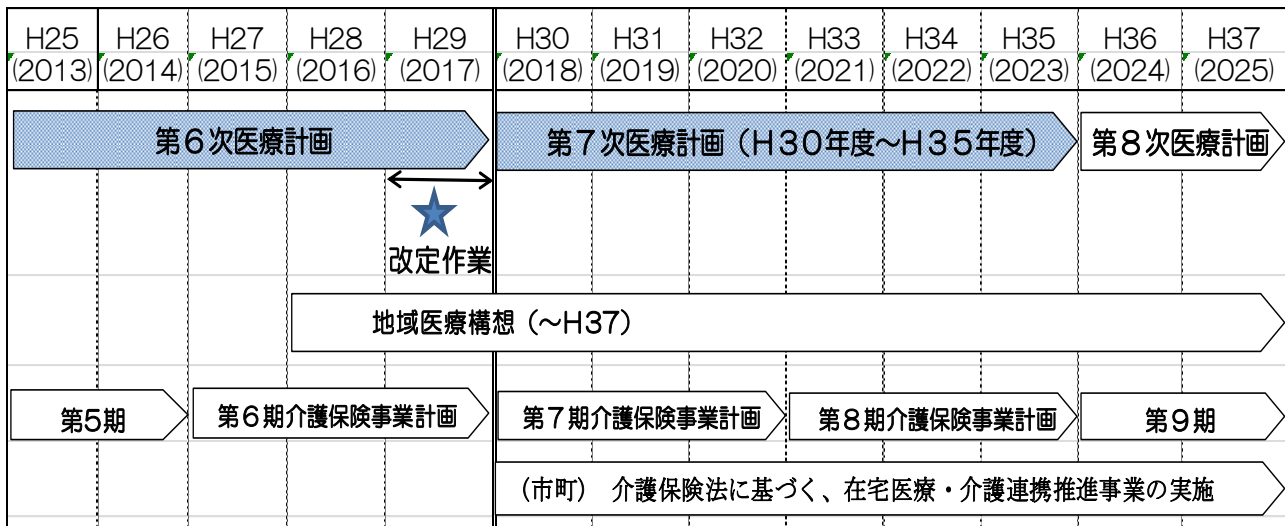
平成29年4月 医療政策課

1 趣旨

現行の第6次山口県保健医療計画が平成29年度で終了することから、平成30年度～35年度を計画期間とする「第7次山口県保健医療計画」を本年度中に策定する。

【計画期間】

平成30～35年度（6年間 ※従前の5年間から変更）
→3年ごとの介護保険事業計画改訂との整合性を確保



2 医療計画の位置付け

医療法第30条の4第1項の規定に基づき、医療提供体制の確保を図るために都道府県が策定する計画であり、本県の保健医療施策推進の基本となるもの。

3 策定スケジュール

平成29年	11月	素案策定	
	12月	医療審議会・県議会環境福祉委員会	素案審議
平成30年	1月	パブリックコメント実施（1か月間）	
	2月	最終案策定	
	3月	医療審議会、県議会環境福祉委員会	最終案審議
	5月	計画策定・公示	

4 医療計画策定指針（H29.3.31 国通知）のポイント

（1）医療圏

- 基本的な考え方は第6次から変更なし
見直し基準：人口20万人未満・流入患者20%未満・流出患者20%以上
- 二次医療圏と地域医療構想の構想区域は一致させることが適当

本県の状況 → **岩国、萩の2医療圏が見直し基準に該当**

- ・人口20万人未満の医療圏
岩国約14万1千人 柳井約8万人 長門約3万5千人 萩約5万2千人
- ・流入患者割合20%未満の医療圏
岩国13.8% 周南11.7% 山口・防府11.9% 宇部・小野田15.0% 下関3.9% 長門12.8% 萩4.6%
- ・流出患者割合が20%以上の医療圏
岩国23.1% 柳井27.7% 萩30.2%

（2）基準病床数

- 基本的な考え方は第6次から変更なし
 - ・一般病床・療養病床においては、病床の地域差の是正
 - ・精神病床においては、第5期障害福祉計画における入院需要と整合性を図る等の観点から、算定方式の一部を変更

（3）5疾病・5事業及び在宅医療

5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

- 第6次と同様に、数値目標、求められる医療機能とその機能を担う医療機関等を示し、地域の医療機関の連携による医療提供体制の構築を推進
- 「急性心筋梗塞」については、「心筋梗塞等の心血管疾患」に見直し
→慢性心不全等を含めた心血管疾患全般の医療提供体制の構築を推進
- 「精神疾患」については、精神疾患等ごとに詳細に整理
→うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、外傷後ストレス障害、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど

（4）地域医療構想との整合性

- 地域医療構想に関する事項は医療計画の一部として位置付け（医療法）

（5）介護保険事業計画（支援）との整合性

- 都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画と一体的に作成し、整合性を確保するため、県と市町の協議の場を設置

（6）へき地保健医療計画、周産期医療体制整備計画との一体化

- へき地保健医療対策等実施要綱に基づく「へき地保健医療計画」及び周産期医療対策事業等実施要綱に基づく「周産期医療体制整備計画」は、他事業とのより一層の連携を促進するため医療計画に一体化